

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 1 月 19 日 (火) 第 175 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○指定管理者の指定 (18件)	(文化振興課取扱い) 1
	(青少年男女共同参画課取扱い) 2
	(観光課取扱い) 2
	(国際交流課取扱い) 3
	(自然保護課取扱い) 3
	(森林経営課取扱い) 3
	(森づくり推進課取扱い) 3
	(健康増進課取扱い) 4
	(障害福祉課取扱い) 4
	(農産園芸課取扱い) 5
	(都市計画課取扱い) 5
	(災害対策課取扱い) 6

教 育 委 員 会 告 示

○指定管理者の指定 (2件)	(保健体育課取扱い) 6
	(文化財課取扱い) 6

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 62 号

鹿児島県公の施設に関する条例 (昭和39年鹿児島県条例第13号) 第 6 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県文化センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島市山下町 5 番 3 号
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿 児 島 県 告 示 第 63 号

鹿児島県公の施設に関する条例 (昭和39年鹿児島県条例第13号) 第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県霧島国際音楽ホール

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島市山下町5番3号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第64号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県霧島アートの森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島市山下町5番3号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第65号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県青少年会館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
鹿児島県青少年育成県民会議
鹿児島市鴨池新町1番8号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第66号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県高千穂河原ビジターセンター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
高千穂河原ビジターセンター運営協議会
霧島市霧島田口2583番地12
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第67号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県奄美パーク
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
奄美群島広域事務組合
奄美市名瀬永田町18番6号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第68号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
鹿児島国際交流促進センター
福岡市博多区店屋町4番8号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第69号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県屋久島環境文化村センター
鹿児島県屋久島環境文化研修センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人屋久島環境文化財団
熊毛郡屋久島町宮之浦823番地1
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第70号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
森の研修館かごしま
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金
鹿児島市山下町9番15号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第71号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次の

とおりに指定管理者を指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県民の森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人鹿児島県森林整備公社
鹿児島市山下町 9 番 15 号
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第 72 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 6 条の規定により、次のとおりに指定管理者を指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県照葉樹の森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
かのや緑化協同組合
鹿屋市笠之原町 2957 番地 1
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第 73 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 6 条の規定により、次のとおりに指定管理者を指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
県民健康プラザ健康増進センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県民総合保健センター
鹿児島市下伊敷三丁目 1 番 7 号
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第 74 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 6 条の規定により、次のとおりに指定管理者を指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県視聴覚障害者情報センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会
鹿児島市小野一丁目 1 番 1 号
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第75号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県障害者自立交流センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会
鹿児島市小野一丁目1番1号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第76号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
フラワーパークかごしま
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県地域振興公社
鹿児島市名山町4番3号
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第77号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
谷山緑地
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
鹿児島県造園事業協同組合・株式会社エフエム鹿児島共同事業体
鹿児島市吉野町6084番地1
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第78号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
石橋記念公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
セイカスポーツセンター・南日本総合サービス共同事業体
鹿児島市宇宿二丁目18番27号
- 3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第 79 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県防災研修センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
一般財団法人鹿児島県消防協会
始良市平松 6252 番地
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 1 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 6 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 公の施設の名称
鹿児島県ライフル射撃場
鹿児島県平川ヨットハウス
鴨池公園
鴨池緑地公園
鹿児島県総合体育センター体育館
鹿児島県総合体育センター武道館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
セイカ・ユナイテッドグループ
鹿児島市宇宿二丁目 18 番 27 号
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿児島県教育委員会告示第 2 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 公の施設の名称
鹿児島県上野原縄文の森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島市山下町 5 番 3 号
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで